

令和8年 処遇改善計画書

ShakeHands 京都大宮・京都駅前

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和8年度の加算の見込額	(a) 11,243,288	円
うち、 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額	(b) 2,157,310	
② 令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(c) 12,000,000	円
令和7年度と比較した令和8年度の増加分の配分方法		
③ 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額（再掲）	(d) 2,157,310	円
④ 令和8年度に③を原資として行う新たな賃金改善の見込額（ベースアップ（基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ）によるもの）	(e) 2,400,000	円

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			<input type="radio"/>
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	3,855,886	円	
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）	4,000,000	円	

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）		<input type="radio"/>
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。		<input type="checkbox"/>

(3) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）		<input type="radio"/>
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。		<input type="checkbox"/>

(4) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記		<input type="radio"/>
処遇改善加算の申請時点において、当該要件を満たしていない場合、令和9年3月末までに改善後の賃金要件又は、職場環境等要件について全体から14以上の取組を行うことを誓約します。		<input type="checkbox"/>

(5) キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記		<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------	--	-------------------------------------

(6) 職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。		<input type="radio"/>
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。		<input type="checkbox"/>
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。		<input type="checkbox"/>

障害福祉サービス等事業所番号	指定種別名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたりサービス大数 障害福祉サービス早期 開始 (当該年度開始後) 1) 円 ※令和8年3月時点	(参考) 令和7年度		令和8年4・5月に 算定する経過改善 加算の区分	加算率 (%)	算定対象月 (c) ※通常は令和8年4月・5月	経過改善加算 の見込額円 (a+b+c)	令和8年度に 増加する加算額の見込額 (令和7年度 の加算率と 比較)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ		
		経過改善加算Ⅰ相当の加算額の1/2	月額賃金要件を満たす				任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等						改善後の賃金要件(年額40万円以上)を満たす率に上記要件の代替わり、以下の場合も可算(当該等要件全体で4以上の取組を実施している)	改善後の賃金要件(年額40万円以上)を満たす率に上記要件の代替わり、以下の場合も可算(当該等要件全体で4以上の取組を実施している)						
2610381762	東京都	東京都	東京都	Shake Hands - 東都大宮	就労継続支援B型	5,254,300	経過改善加算Ⅱ	-	9.1%	経過改善加算Ⅱ	9.1%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	956,284	0	325,767	○	-	○	-	○	-
2610562401	東京都	東京都	東京都	Shake Hands - 東都駅前	就労継続支援B型	3,671,344	経過改善加算Ⅱ	-	7.6%	経過改善加算Ⅱ	7.6%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	558,044	0	227,624	○	-	○	-	○	-

障害福祉サービス等事業所番号	指定種別名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたりサービス大数 障害福祉サービス早期 開始 (当該年度開始後) 1) 円 ※令和8年3月時点	(参考) 令和7年度		令和8年6月以降に 算定する経過改善 加算の区分	加算率 (%)	算定対象月 (c) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	経過改善加算 の見込額円 (a+b+c)	令和8年度に 増加する加算額の見込額 (令和7年度 の加算率と 比較)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度 特別要件		
		経過改善加算Ⅰ相当の加算額の1/2	月額賃金要件を満たす				任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等						改善後の賃金要件(年額46万円以上)を満たす率に上記要件の代替わり、以下の場合も可算(当該等要件全体で4以上の取組を実施している)	生産性向上(業務改善及び働き方改革)のための取組のうち5以上の取組							
2610391762	東京都	東京都	東京都	Shake Hands - 東都大宮	就労継続支援B型	5,254,300	経過改善加算Ⅱ	-	9.1%	経過改善加算Ⅰ 口	10.9%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	5,727,190	945,770	1,944,095	○	-	○	-	○	-	「生産性向上(業務改善及び働き方改革)のための取組」のうち5以上の取組
2610562401	東京都	東京都	東京都	Shake Hands - 東都駅前	就労継続支援B型	3,671,348	経過改善加算Ⅱ	-	7.6%	経過改善加算Ⅰ 口	10.9%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	4,001,770	1,211,540	1,358,400	○	-	○	-	○	-	「生産性向上(業務改善及び働き方改革)のための取組」のうち5以上の取組

障害福祉サービス等事業所番号	指定種別名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等提供量(処遇改善加算を算入) [円/月]	(参考) 令和7年度		令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(b)	算定対象月(c) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度加算率との比較)	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	
		都道府県	市区町村				算定した処遇改善加算の区分	加算率						月額資金要件を満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年間460万円以上)を満たす※上記要件の代わり、以下の場合も可能(職種等要件全体で14以上の取組実施)	配属等要件の状況が分かる加算の算定状況		
2714103-245	大阪府	大阪府	大阪市	Shake Hands・大阪	障害福祉サービス	2,473,128	処遇改善加算Ⅱ	9.1%	処遇改善加算Ⅲ	8.8%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	2,176,350	(74,190)	○	-	○	-	○	-	-

